

寺地拜領被仰付。と載せられたれば、舊名は高道山と呼べる山路なりしと聞ゆ。油木山の名は、同年の光覺寺由來書に、寛永十三年山の上町油木山之下にて寺屋敷拜領被仰付、油木山之谷際千步餘請込任。と書載せたり。右由來書共にて見れば、昔は高道山とて山路なるを、此の地に油木を植ゑしめられしゆゑ油木山と稱し、山路の荒地なるを寺地に賜はり平均して、今の如くなりたる事知られけり。金澤事蹟必録に云ふ。元和二年町中に交る寺院を、犀川・淺野川兩川の外泉野と卯辰とへ移され、此の時城下餘程廣まるといへども、犀川のあなたは野町邊少々、淺野川の向ひは橋場町・卯辰町のみにて、間々に空所あれば、柿木島・油木島・栗林など付けられたりと見ゆ。又三壺記に、元和二年の頃瀧與右衛門と云ふ者、石川・河北の裁許を命ぜられて、町中にはさまる諸寺院をば轉地被仰付。河原町の裏西方の寺町の寺共、泉野にて屋敷渡り、下口惣構の内寺町の寺共は、淺野川の際へ移され、才川のがけの上野に柿木畑・栗林・ぶどう棚、山のかたはしにいちご畠を付けさせられ、野田道右手の野原に油木數十本植ゑさせられ、三つ屋の在所に土

藏を立て、木の實を取入れ、御城中の灯油に用之。とあり。されば其の頃此の卯辰山の地にも、油木を植ゑしめられし故に、油木山の名を稱せしならん。改作所舊記に載せたる元祿十年九月の願書に、

乍恐申上候。

一、胡麻・木實類問屋仕、并木實油私共一軒賣仕度旨、最前願上候處、問屋之儀は被爲仰付儀難成候間、何とぞ勘辨仕申上候様被仰渡候。左候は、木の實之間屋指除、木の實油、ごまの油、えの油迄、私共一軒賣に被爲仰付、勿論京都其外所々より指來候右品々之油之儀も、私共支配仕候様被爲仰付可被下候。然ば最前御請仕候通、御城中御用之油、無御手兼指上、代銀は三ヶ月切に請取、値段毎月平均相場に一升に付一分宛下直に可仕候。菜種并油、他國他領に洩不申様に、津々浦々に見廻り吟味可仕候間、被爲仰付被下候は、難有忝可奉存候。以上。

元祿十年九月廿八日 南町 柄卷屋利右衛門

材木町 越中屋治兵衛

町御奉行所

覺

南町 柄卷屋利右衛門

材木町 越中屋治兵衛

右兩人、以後油并油種他國他領に洩不申様縮可仕旨、當町奉行衆迄願、則吟味人に相究候條、各支配にも右人々罷越相改申候間、被得其意、末々可被申渡候。尤右品他國他領へ出申儀、前々より御停止候へ共、密々に洩申由に付、今般吟味人相究申事に候。以上。

丑十一月十二日

御算用場

長瀬湍兵衛殿

永原 權 承殿

右願書にて見れば、元祿の頃までも木の實を多く製造して、金澤市中は更なり、城中にても燈油に用ひられしにや。されば此の時代頃にも、金澤近邊の山路・無毛の地などに、多く油木を植ゑ置きたるなるべし。按ずるに、利常卿の時、元和の初瀧與右衛門に命ぜられて植ゑ付けし油木は、何といへる木なりけん。元文元年の加州産物に、あぶら木の實ころりの木と唱へ申。と見ゆ、又越前國には、む

らたゝりと申木の實も油にしぼり候よし申候。とあり。今此の油木山と呼べる地に、そのかみ油木多く植ゑありしかど、寺地と成りたる後植繼ぎなきゆゑに、追々絶えたりけん。今は油木山と稱するのみにて、油木は絶えてなし。故に其の木詳かならずといへり。

○松倉山本法寺

法華宗也。貞享二年の由來書に、當寺開基、天正十五年僧日隆建立。以前者越中國新川郡松倉に有之。其後旦那中金澤へ引越に付、一集に引越、淺野川下堀川に草庵を結罷在。其頃從微妙公以御内證御祈禱被仰付。加様之筋目を以、淺野將監・西村右馬之助兩人之取次にて、五百步餘之寺屋敷拜領被仰付。然處爲御用地其後被召上替地卯辰山に於て步數二百二拾餘步拜領被仰付。其節之御印書并御奉行中より之書出被下置候處、寛永拾九年火災燒失仕。とあり。或は云ふ。此の油木山本法寺は、もと越中守山城主神保氏の菩提所にて、射水郡守山にあり。利長卿守山に在城し給ふ頃は、甚だ御懇意なり。其の頃品々寄附し給ふ中にも、利長卿の陣羽織と、平常被召上たる御食椀の内二つ・三つ殘